



平成 29 年 7 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 ウェザーニューズ
代表者名 代表取締役社長 草 開 千 仁
(コード番号 4825 東証第一部)
問合せ先 SR コーナー(広報・IR)リーダー 四宮 進吾
(TEL : 043 - 274 - 5536)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 8 月 11 日開催予定の第 31 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の目的

当社は基幹放送事業者として認定を受け、創業時からの想いに通ずる「いざという時役に立つ」防災気象情報の提供をコンセプトに、BS データ放送事業を行っていましたが、近年の通信環境の劇的な変化により、インターネット等の多様なメディアが普及したことから、本放送も一定の役割を終えたと考え、当該放送事業を終了しました。これに伴い、放送法第 116 条の規定は適用外となりますので、外国人等の株式の取扱いの部分について削除をするものです。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【株式の取扱いに関する規程】</p> <p>第 1 2 条</p> <p><u>当社は、次の各号に掲げる者（以下「外国人等」という。）のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むものとする。</u></p> <p><u>(1) 日本の国籍を有しない人</u> <u>(2) 外国政府またはその代表者</u> <u>(3) 外国の法人または団体</u> <u>(4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体</u></p>	<p>【株式の取扱いに関する規程】</p> <p>第 1 2 条</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 当社は、法令の定めに従い、前項各号に掲げる者が有する株式について、株主名簿への記載もしくは記録の制限または議決権の制限を行うことができるものとする。</p> <p>3. 当社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削除)</p> <p>当社の株式に関する事項は、本定款のほか、取締役会にて定める株式取扱規程による。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 8 月 11 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 8 月 11 日（金曜日）

以上